



税 の お 話

名古屋税理士会 名古屋東支部

〒461-0025 名古屋市東区徳川一丁目15-30 名古屋リザンビル内三菱東京UFJ銀行東支店3階
TEL (052) 935-5439 FAX (052) 935-6329

税理士会名古屋東支部 支部長挨拶

東区民の皆様、名古屋税理士会名古屋東支部の菱田裕之でございます。
この、広報紙「翼」は、区民の皆様には税に関する情報を提供し、また私たちの税理士としての活動を紹介する目的で、今から10年前に発行され、以来毎年一度発行されております。

名古屋税理士会名古屋東支部は、名古屋市東区で240名ほどの税理士会員と20社弱の税理士法人会員で構成されており、税理士業務はもとより地域の各団体と連携を取りながら東区の税務行政を支える立場として活動しております。具体的な活動といたしましては、名古屋東税務連絡協議会の一員として税に関する行事の運営を担い、また東区内の小中学校および高等学校を対象に、授業の一環として「租税教室」を開催し、児童生徒の租税知識の向上を目的とした地域の租税教育に取り組んでおります。また、毎年秋開催の、「ひがし区民まつり」にも毎年ブースを開かせていただき、地域の皆様との交流をとて楽しくさせていただいております。

私たち税理士は、税務の専門家として地域の皆様のあらゆる税に関するご相談にお答えし、地域の皆様に貢献してまいります。区民の皆様との交流により私たち税理士を暮らしのパートナーとしていただければ幸いです。



名古屋税理士会名古屋東支部
支部長 菱田 裕之

平成26年度名古屋東支部開催の行事

- 平成26年10月19日（日）
東区民まつり



名古屋税理士会名古屋東支部では、「地域広報を行い、税務知識の普及に努める」との支部運営方針に基づき、平成18年より東区民まつり（なごやかまつり・ひがし）に参加しています。

昨年も10月19日（日）秋晴れの下、建中寺公園にて「税理士とふれあおう！」をテーマに掲げ、8回目の参加をさせていただきました。私ども税理士は、区民まつりを区民の皆様と接し、税理士の存在や税金について知って頂く貴重な場と考えています。

ブースでは、子供向けから大人向けまでの税金クイズやじゃんけんを交えた「すごろくゲーム」を行いました。長蛇の列ができるほどの盛況で、最終的には184組350名の方に参加して頂き、ゲームや賞品の内容に喜んで頂くことができました。この「すごろくゲーム」が、区民の皆様には税金の仕組み等を理解して頂く一助となれば幸いです。

ブース内での活動のほか、第9号「翼」を配布いたしました。



さらに、恒例となりました当名古屋東支部ウクレレ隊（衣浦一番）が建中寺境内のステージにて演奏を披露しました。ご覧頂いた方から「税理士さんやるねー！」「税理士さんのイメージが変わった！」「毎年、うまくなるね！」等のお声をお寄せ頂きました。

今秋もこの区民まつりに出展を予定しています。我々は、昨年以上に区民の皆様が少しでも税理士の存在や税金について知って頂き、ブースを楽しんで頂けますよう努めて参ります。



我々税理士は、近年社会貢献活動として、地域の皆様に向けた無料税金相談会や催事への参加、児童や生徒を中心とした租税教室等にも力を注いでいます。

租税教室とは、出前授業の一つで、多くは地域の各学校や企業へ出向き、租税に関する授業を行うもので、その目的は、租税の意義、機能、仕組みなどについて正しい知識と理解を持ってもらうことにあります。

当東支部も、平成18年度から随時行っており、当時小学校中心であった租税教室も、年を重ねるごとに開催校も増え、現在は小学校から大学また一般企業の社員研修等も含め大幅に増加してきました。最近では、消費税率の引き上げはもとより財政や福祉また少子化対策などを中心として、税金が関係する社会問題が、テレビ、新聞等で報道されることも多く、子供たちの関心も増えており、このようなタイムリーな問題も租税教室で取り上げて

租税教室

税金のこと、
小学校

第一学院高等学校

平成26年6月19日



担当講師 / 和田 義雄会員

桜丘中学校

平成26年7月1日



担当講師 / 溝口 雅久会員

愛知学院大学

平成26年7月4日



担当講師 / 鈴木 明己会員

筒井小学校

平成26年12月3日



担当講師 / 宇佐美 貞幸会員

名古屋中学校

平成26年12月8日～10日



担当講師 / 岡村 芳恵会員 / 和田 義雄会員
野々山 浩会員

山吹小学校

平成27年1月16日



担当講師 / 村上 太一会員
正村 匡利会員

砂田橋小学校

平成27年1月29日



担当講師 / 片山 映理子会員

「租税教室」を終えて

租税教室は日本の将来を担う子供たちに、租税の意義や仕組み、社会における役割についての、正しい知識を持ってもらうことを目的としています。

私は、昨年までは小学生を対象にした租税教室を担当していましたが、今年からは中学生や高校生を対象とした租税教室の講師もさせて頂きました。

小学生向けの租税教室では、「もし税金が無かったら私たちの暮らしはどうか？」をテーマに、ビデオやパネルを使いながら、子供たちに一番身近な税金であろう消費税を中心に、租税の意義や仕組み、役割についてお話をさせて頂きました。中学生・高校生向けの租税教室では、「公平な税金の集め方とは？」をテーマに、歳入と歳出のバランスをどのようにとっていくか、「公平」に集めるにはどのようにすればいいのかを、生徒たちに意見を出してもらいながら進めさせて頂きました。

どの学年でも、「税金はみんなが安心して豊かな生活をするためにある」ということ、「みんなが大人になったときに、もっと素敵な日本にするため

います。租税教室の担当講師は、何回も会議や報告会などを行い、大人でも難しい税金の話を子供たちにより理解を持ってもらえるように、特に高等学校や大学等は、社会人となる時期も近く、若い方々のこれからの社会生活においての具体的な税金の話を交えながら、それぞれ講師のパーソナリティーを活かし、わかりやすく説明することに努めています。

また、最近では以前に比べ児童や生徒の皆さんからの質問も多方面にわたることが多く、その説明をさせていただくことでより理解していただけるものと嬉しく思うこともあります。これからも、この租税教室が児童や生徒の皆さんを始め、企業の特に若い社員の方々が少しでも税金について関心を持つきっかけになるように努力していきたいと思っています。

知ってもらいに私たちが行きます！

中学校

高等学校

大学



富士中学校

平成26年7月14日



担当講師／佐藤 昌哉会員／加藤 幸彦会員
片山 映理子会員／和田 義雄会員

名古屋高等学校

平成26年8月19日～21日



担当講師／和田 義雄会員／安藤 賢史会員
野々山 浩会員／溝口 雅久会員／川島 潤会員

金城学院高等学校

平成26年11月17日～21日



担当講師／宇佐美 貞幸会員／加藤 幸彦会員
野々山 浩会員／和田 義雄会員／安藤 賢史会員

葵小学校

平成27年1月22日



担当講師／安藤 宣貴会員

明倫小学校

平成27年1月27日



担当講師／加藤 幸彦会員

矢田小学校

平成27年1月27日



担当講師／川村 美香会員

記／加藤 幸彦会員

に今日をきっかけに税金に興味を持ってほしい」とまとめています。

財政赤字や少子高齢化がこのまま進めば、今の子供たちが大人になったとき、税のあり方は今より更に重要になっていることでしょう。そのとき、租税教室で共に学んだことを、思い出してもらえたら幸いです。それと同時に、私自身も、税の専門家として今、自分にできることは何であるかを、この租税教室を通して考えさせて頂いています。

慣れない講師とあって無事にできるか毎回不安ですが、みんな積極的に発言し、真剣に聞いてくれるので、とても助けられています。これからも、よりよい租税教室ができるよう努力していきたいと思えます。

上記以外の開催学校

平成27年2月2日

旭丘小学校

担当講師／小木曾 駿介会員

平成27年2月10日

愛知商業高等学校

担当講師／川島 潤会員

平成27年2月26日

愛知教育大学附属名古屋小学校

担当講師／鈴木 宏会員
片山 映理子会員
佐藤 昌哉会員

無料税務相談会を開催しました

税理士による無料税務相談会に参加して

記／吉野 泰一 会員

平成26年
11月5日(水)
11月6日(木)

カルポート東・
市民ギャラリー矢田

私たち名古屋税理士会名古屋東支部は毎年、名古屋東税務連絡協議会の一員として「税を考える週間」における無料税務相談会を開催してきましたが、去年は相談会場の手配ができず、残念ながら開催を見送りました。しかし、今年はナゴヤドームのそばにある、カルポート東・市民ギャラリー矢田で、11月5、6日の午前10時から午後4時まで、各日2名、計4名の相談員で開催することができ、私も2日目に相談員として参加いたしました。

私たちは、税理士を身近に感じて頂けるよう、毎年10月に行われる区民祭りに参加しており、東区役所が発行する区民祭りのパンフレットに当支部の広告が掲載されます。その広告の内容は、ズバリ、この無料税務相談会開催の告知です。そのパンフレットを手に持ち、この度の無料税務相談会に訪れた方もいらっしゃいました。このように通りすがりの方だけではなく、わざわざ相談会場にまで駆けつけて下さり、大変嬉しく思いました。



皆様からお受けした相談内容は、譲渡所得税や今年1月より改正された相続税、贈与税といった資産税関係が多かったようですが、中には外貨取引の売上の取扱いについて、といったものもありました。どなたも疑問点に対し、納得されるまで積極的に質問されていらっしゃいました。

私は相談にあたり、相談者との会話の中から税への疑問や考え方を整理し、税の理解を深めて下さることで、お悩みの解決につながれば幸いと臨みました。相談者の方が帰り際に口にされる、「ありがとう！」というその言葉は、この上ない喜びです。

会場内には小、中、高校生の税に関する習字、ポスター、作文、標語の優秀作品が展示され、税の大切さや納税意識について、皆様の思いが表れていて、私自身、大変学ぶものがありました。租税教室での学びもちろ然大切ですが、「税を考える週間」が多くの市民の皆様にもっともっと考え、関心を持って頂けるよう、税理士としてかかわってまいります。



相続税法の改正について

平成27年1月1日以後の相続について翼vol.9でとりあげましたがvol.10ではそれに伴い改正された相続税の他の項目を確認しましょう。

相続税の基礎控除が**平成27年1月1日以後**の相続から縮小されました。

平成26年12月31日まで：5000万円+1000万円×法定相続人の数
平成27年1月1日以後：3000万円+600万円×法定相続人の数

相続税の申告の割合は4%程度ですがこの改正により、6%程度に増加すると見込まれています。このことに伴って、課税される財産について一定の割合を減額する制度が拡充されることとなりました。

＜自宅の敷地等の評価が安くなります＞

被相続人（お亡くなりになった人）または被相続人と生計を一にしていた親族の居住のため（A 特定居住用宅地等）、事業（特定同族会社事業を含み貸付事業を除く）のため（B 特定事業用等宅地等）、貸付のため（C 貸付事業用宅地等）に使われていたもので一定のものは以下の表のとおり財産の評価額が減額されます。この制度を「小規模宅地等の特例」といいます。



特例対象宅地が1種類の場合の限度面積、減額割合

	限度面積		減額割合
	平成26年12月31日までの相続	平成27年1月1日以後の相続	
A 特定居住用宅地等	240m ²	330m²	80%
B 特定事業用等宅地等	400m ²	400m ²	80%
C 貸付事業用宅地等	200m ²	200m ²	50%

特例対象宅地ABCいずれか2種類以上の場合の限度面積、減額割合

平成26年12月31日までの相続	平成27年1月1日以後の相続
$B + A \times \frac{5}{3} + C \times 2 \leq 400 \text{ m}^2$	Cが無いとき Aは330m ² までBは400m ² まで合計730m ² まで
	Cがあるとき $B \times \frac{200}{400} + A \times \frac{200}{330} + C \leq 200 \text{ m}^2$

この制度の適用には注意を要します。

あなたの町の税理士または税務署にお尋ねください。

また、税理士会名古屋東支部では、事務局内に「相続税務相談室(仮称)」を開設予定です。相続税の事でご相談がございましたら、表紙記載の事務局までお問い合わせください。

小木曾 駿介 会員

Syunsuke Kogiso



起業した親友を 支えたい想い

私は、芸術工学部という税務・会計の世界とは縁もゆかりもない分野の大学に在籍し、卒業後は営業マンとしてそれなりに充実した日々を過ごしていました。

そのような私が税理士を目指すきっかけとなった出来事は、卒業から2年後にかかってきた親友からの一本の電話でした。

「東京でデザイナーとして起業する」という電話の声は希望に満ちており、そのような親友を尊敬し、羨ましく思った私は、一念発起し、起業することを決意しました。

そして数ある資格の中から私が選択したのは税理士という資格でした。デザイナーとして起業するのではなく、経営者の良き相談相手として先に起業した親友を支えたいという想いから資格の取得を決意し転職をしました。

その決意から6年の歳月が過ぎ、念願の起業を果たした私の今の目標は、同世代の若手起業家をより多く応援することです。

中小企業数は減少の一途を辿っており、同様に若者の起業志向も年々減少しています。しかし、日本の産業を支えてきたのは、多くの中小企業であり、またこれからもそうであるべきだと考える私は、若手税理士として今後の日本を担う若手起業家を応援し、自身も税務・会計の仕事を通じて日々精進し、税理士として大きく成長したいと考えています。

今後の日本を担う

若手起業家を応援したい

税理士のお仕事ってご存知ですか？

税理士は

●税務代理

確定申告、青色申告の承認申請、税務署の更正・決定などに不服がある場合の申立て、税務調査の立会いなどについて代理をします。

●e-Taxの代理送信

e-Taxを利用して申告する場合、税理士が納税者の依頼で代理送信することができます。この場合には、納税者本人の電子証明書は不要となります。

●税務書類の作成

確定申告書、青色申告の承認申請書、その他税務署などに提出する書類を納税者に代わって作成します。

●税務相談

税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、相談に応じます。



名古屋税理士会 名古屋東支部会員



早川 智 央会員
Tomohisa Hayakawa

常に変化し続ける
社会と自身

平成6年8月に28歳で税理士登録をし、職場のスタッフ、また顧問先の方々等に支えられ、あっという間に20年が経ちました。登録当初はまだまだ人生経験も少なく、数字のみですべてを判断して実体とはかけ離れた説明をして、顧問先の方からお叱り（良く言えばご指導ですが）を頂戴したこともありました。

年数が経つにつれ、先輩税理士先生や他業種の方たちとの交流を重ねる中で、いろいろと相談できる機会が増え、少しずつ自分の業務にも自信がもてるようになってきました。顧問先の方から、私のアドバイスで業績が上がった、などと感謝の言葉を頂くととても嬉しく、税理士冥利に尽きる思いです。

今、私が心がけていることは、専門用語は極力使わず、納税者の方には平易な言葉で説明をすることです。平成27年からの相続税改正等にも、できるだけわかりやすく説明できるよう努めたいと思っています。社会は非常に速いスピードで変化しています。私が税理士登録をした20年前は、携帯電話がようやく普及したところで、スマホはおろか携帯メールすらありませんでした。ところが今では電子申告が当たり前の時代となりました。また税法も常に改正されています。

これらの社会の変化に乗り遅れることのないよう、日々勉強し、また研鑽を重ね、これからも社会に貢献できるよう努力しつづける所存であります。

社会の変化にも対応し
貢献しつづけていく

「納税者に代わって税務の仕事をする税の専門家」です

●会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する業務を行います。

●会計参与

税理士は、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成し、中小企業の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めます。

●補佐人

税理士は、税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述します。

●社会貢献

税理士は、独立した公正な立場で、税に関する専門知識や経験を活かし社会貢献に努めています。「税を考える週間」や確定申告期間における税務支援、租税教育への積極的な取り組み、裁判所の民事・家事調停制度や成年後見制度への参画を行っています。